

## 武市監告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和5年4月24 日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 1. 監査の種類 財務監査

#### 2. 監査の対象

(1) お結び課 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 監査委員事務局 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 3. 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

#### 4. 監査等の実施場所及び日程

| 課 名         | 実施場所    | 日 程          |
|-------------|---------|--------------|
| (1) お結び課    | 文化会館    | 令和5年4月17日(月) |
| (2) 監査委員事務局 | 監査委員事務局 |              |

#### 5. 監査等の結果

(1) 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。

(2) 勧告、指摘事項(文書勧告、文書指摘等)

特になし

(3) 指導事項(口頭による指導・改善・要望事項等)

特になし